

法学研究科開設に寄せて

2020年3月

法学部長 岡田悦典
法学会会長

社会における価値の多様化とともに、私たちの社会はボーダレスな国際化社会の一部として、益々、形成されつつあります。少子高齢化、科学技術の進展と高度な情報化社会の到来など、身の回りの社会環境も激変しています。社会環境の変化に応じて、法律学の分野においても、既存の法をどのように解釈、適用していくのかという法律学だけではなく、より緻密な法理論による試み、比較法分析、実態分析、さらには諸学間領域との協働的アプローチなどから、新たな政策、立法、経済活動における問題解決の可能性を模索することが求められています。

私の専門とする刑事訴訟法の分野でも、新たな立法化の動きが、21世紀になって加速しています。この20年余りの間に、裁判員制度の創設とそれに合わせた刑事訴訟法の改正は、訴訟構造だけではなく、社会に大きな影響を与えてきました。さらには、日本型司法取引の導入、被疑者取調べにおける録音・録画制度の導入、数度に及ぶ被疑者保護立法など、20世紀には想像できない立法が行われてきました。新たな立法は、日本の司法をどのように考えていくのか、その本質的かつ哲学的側面を考えることにも繋がっています。法律学のあらゆる分野において、社会が急激に変容を遂げていく中で、新たな政策、立法、問題解決などが求められています。

これらの動きには、単なる理論的帰結ではなく、様々な要因がもちろん起因しています。人々の司法に対する意識の変化や権利意識の進展だけではなく、経済的要因や益々グローバル化する国際社会の要因などが影響していま

す。一方で法制度はその国や社会のあり様を反映するものであり、例えば刑事裁判への市民参加の形態一つをとってみても、わが国のような裁判員制度とは異なる独自の制度を、各国は採用しています。私たちには、国際的視点とともに社会に根差す要因も併せ考えることが、求められています。

2019年度より、法学研究科博士前期課程及び博士後期課程が開設され、新たな船出から1年が経過しました。新たな研究科においては、法の転換期において、法的価値の選択に焦点を当てて、意義と限界を明らかにするとともに、その法的価値の選択がその後の法の適用解釈に与える影響を分析するというアプローチから、研究・教育し、「知」を創造していく研究者、高度専門職業人の養成を目標としています。本研究科の目標とするものは、まさに激変しつつある社会と時代の要請に応えるものと、自負しています。

私たちは、1977年4月、法学部法律学科において第一期の学生を受け入れ、2017年4月に40年を迎えたばかりですが、この度の新たな研究科開設前に、かつて法学研究科修士課程を開設していました。同修士課程が産声を上げたのは1981年4月ですが、法務研究科の設置に伴い2004年3月に廃止されるまでの23年間、旧法学研究科が設置されていたことになります。この間、136名が修士課程を修了し、修了生は法曹の世界や、それ以外の様々な分野で、現在、活躍しています。

さらに、2004年4月より法務研究科が開設され、これまでに、多くの法曹が誕生していきました。2019年4月から法学研究科博士前期課程、博士後期課程の2つの課程を開設したことにより、私たちは、法学部、法務研究科、法学研究科という3つの柱を持つこととなります。1977年4月の当初は、専任教員14名という小規模スタッフにより法学部が始まりましたが、その後、法務研究科の開設により法律学を専門とするスタッフの数も30名以上に増え、今日を迎えています。

私たちは、まだまだ小規模ではありますが、このように着実に実績を蓄え、本学法律学の教育・研究の特色を維持しながら、歩んでまいりました。今後も、法律学の本質に真摯に向き合うとともに、時代の要請に応じるべき

使命を本研究科が担っていることを自覚し、その高い目標を実現すべく、その責任を全うし続けていきたいと考えています。また、本誌『南山法学』は、本号により43年の歳月を経たこととなります。新たな法学研究科の開設を契機にして、創造的「知」の発信の場として、さらなる飛躍を図ってきたいと考えています。